

石川県広域データ連携基盤の整備検討に係る情報提供依頼について

令和5年6月
石川県総務部デジタル推進課

1 情報提供依頼の背景

石川県（以下、「本県」という。）では、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、県内で広域的なデータ連携基盤（石川県広域データ連携基盤）を整備し、データの流通・連携を促進することで、県民の生活利便性が向上するサービスの創出につなげることを目指している。

石川県広域データ連携基盤は、自治体と準公共、企業間のデータ連携を行うエリア・データ連携基盤とし、複数のサービスのデータを連携し、認証・決済を含めたサービス間の相互運用性を高めることで、限られたサービス供給リソースを、オンデマンドで効率的に住民へのサービスに活用し、地域の生活サービスをより生産性の高い業態へと改革を促していく基礎とする。

石川県広域データ連携基盤の整備にあたっては、国が提供するデータ仲介機能オープンソース等を活用することで、安全かつ廉価に整備する。

本県は、データ連携基盤を整備することで地域のサービス業をはじめとする各種産業の構造改革を進めて地域の稼ぐ力を向上させるとともに、住民個々人のニーズに合ったサービスを受けられるよう、複数のサービス間でデータを連携し、広く多様なデータを活用して新たな価値の創出を図り、行政機関ごと・分野ごと・企業ごと・部門ごとに、縦割りで開発や普及に取り組むのではなく、複数のサービスが協力して支え合う共助のビジネスモデルの実現を目指している。

以上、ビジョンの具体化や社会システムのアーキテクチャに基づいたデータ連携基盤を構築に関し、情報提供を依頼するものである。なお、データ連携基盤の構築を担う事業者には、極力共通の部品を用いて効率的に行いつつ、基盤を活用し、県内各地域に即したサービスの開発を行うことに重点的に取り組むことを求めるものである。

2 情報提供依頼の目的

本情報提供依頼の目的は、以下のとおり。

- (1) 石川県広域データ連携基盤の整備に必要な具体的なソリューションや要素技術に関する情報収集
- (2) 石川県広域データ連携基盤の整備に必要な費用の把握

なお、情報の提供にあたっては、以下の観点に留意すること。

- ① 「安定性」（可用性）の確保
- ② 「安全性」（情報セキュリティ）の確保
- ③ 「効率性」（業務効率）の確保

④ 「柔軟性」(メンテナンス作業の省力化)の確保

⑤ 「利便性」(ツール等の使いやすさ)の確保

また、提供された情報については、石川県広域データ連携基盤の整備等の参考とし、今回の情報提供に関する評価等の返答は行わないものとする。

3 情報提供依頼の対象範囲

本県が想定している石川県広域データ連携基盤について、「石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務に係る業務委託仕様書(案)」にシステム構成図を示す。なお、システム構成図は、後述する基本要件を実現できる構成であれば、この限りでない。

4 情報提供依頼の基本要件

(1) 「石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務に係る業務委託仕様書(案)」に示す内容の実現に必要な製品等情報の提供を依頼する。なお、当該仕様書(案)に示すサービス等が実現できる構成等であれば、その方法については問わないこととする。

- ・ 例示するツールを必ずしも網羅・提案する必要はない。
- ・ 各内容について複数の実現方法がある場合は、それぞれ示すこと。
- ・ 複数の内容について1つのツールでの実現及びツール等の導入なしに実現することも妨げない。

(2) 上記(1)を実現に必要な以下の資料についても、情報提供を行うこと。

① 概算見積書

様式は任意とし、以下の内容を網羅した見積書を提出すること。

- ・ 可能な限り、仕様書の内容ごとに分けて算出すること。
- ・ 導入費用については、年度別でハード・ソフト・サービス・構築に係る費用を分けて算出し、ソフトについては導入しようとするツール毎にライセンス料含め算出すること。
- ・ 運用費用については、本稼働開始年月から5年間の運用費用を年度別に算出すること。

なお、運用要件の前提として、運用保守SEの常駐・非常駐は提案者判断とする。

5 本依頼に係る参考資料、情報提供資料の提出先、提出期限等

(1) 参考資料

石川県広域データ連携基盤は、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けて実施するものであり、参考資料として以下の資料を示す。

- ・参考資料 1_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPE2_石川県)
- ・参考資料 2_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPE1_石川県)
- ・参考資料 3_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPEX_石川県)
- ・参考資料 4_デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ交付決定事業 (TYPE2_石川県実施計画書_概要・補足・KPI)
- ・参考資料 5_石川県情報調達共通特記仕様書

(2) 情報提供資料の提出先

あて先：石川県総務部デジタル推進課地域 DX 推進グループ

所在地：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 行政庁舎 5 階

電話番号：076-225-1243

メールアドレス：e120300@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 情報提供資料の提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 情報提供期限

令和 5 年 6 月 20 日 (火) 午後 5 時

6 留意事項

- (1) 提供者から本県に提供された情報は、提供者の同意なしに外部へ提供しないものとする。
- (2) 提供者から提供を受けた資料等は、返還しないものとする。
- (3) 情報提供に要する費用は、提供者が負担するものとする。
- (4) 提供者は、提供した資料に関して本県からの問い合わせに対応すること。
- (5) 本依頼は、製品の導入等を確約するものではない。

石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務に係る業務委託仕様書（案）

令和5年6月
石川県総務部デジタル推進課

第1章 全体概要

1 業務名

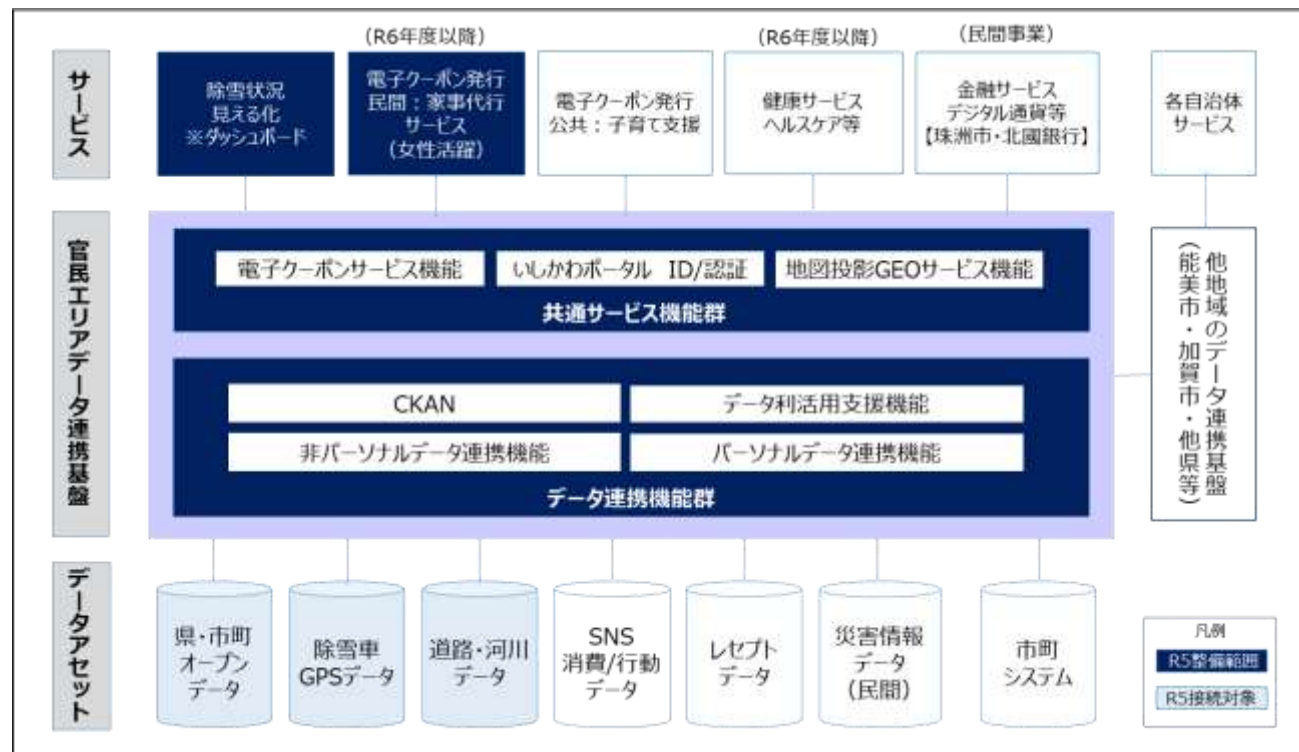
石川県広域データ連携基盤整備事業推進業務（以下、「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 システム構成図

石川県広域データ連携基盤（以下、「本システム」という。）のシステム構成図は以下のとおり。



4 前提・留意事項

本業務の実施における前提・留意事項は以下のとおり。

(1) 石川県広域データ連携基盤整備事業と想定スケジュール

本システムは、将来的に官民の多様なデータを連携した利便性の高いサービスの県域への展開と、自律的な運営がなされるよう検討を進めることとしている。令和5年度は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、事業の基礎となる本システムを整備し、「県広域データ連携基盤の管理運営に係る協議会」が行う必要なガバナンスの設計の支援を行うものとする。

① 令和5年度（デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組み）

- ・本システムの整備及び必要なガバナンス設計の支援を行う。
- ・以下、「県広域データ連携基盤の管理運営に係る協議会」が行う取組みの支援を行う。
- ・将来的な機能拡張や自立的な運営体制の確保に向けた事業運営の設計支援を行う。
- ・石川県デジタル化推進会議及び幹事会と連携し、サービス実証の企画・運営等に参画する。
- ・令和6年度以降の本システムを活用した新たなサービスの具体化に向けて、庁内各部局、市町、民間企業等との協議・調整を行う。
- ・パーソナルデータの活用に向けた必要な取組（プライバシー保護の尊重、透明性と情報提供、同意と選択の尊重、データの匿名化、セキュリティとデータの保護、データの最小化と目的制限、トランスペアレンシーと監査、法的要件の遵守等について必要な規定、機能、体制の検討等）の支援を行う。
- ・県内デジタル実装事業（デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPEX（2市2事業）、TYPE2（1市1事業）、TYPE1（県5事業、16市町30事業）とのデータ連携を検討する。（別紙、参考資料を参照）

② 令和6年度以降（想定）

- ・庁内各部局、市町や民間企業等との連携を拡大し、住民の利便性向上につながる具体的なサービスの検討・実装を行う。
- ・石川県デジタル化推進会議、推進体制、関係組織等と連携し、本システムを活用したサービスの具体化を進める。
- ・パーソナルデータを活用したサービスの実装を行う。

(2) 法令や国が示すガイドライン等への準拠

本システムは、国や他都道府県等のデータ連携基盤との相互運用性を図ることが必要であり、各種法令や国が示す各種ガイ

ドライン等に準拠したものとする。

本県が準拠すべきと考えるものは以下のとおりであるが、これに限らず、受託者の知見をふまえつつ、現時点で準拠が必要と考えられるものや、今後新たに追加されるものについても必要に応じて準拠していく。

なお、準拠の是非については、本県と協議の上、決定するものとする。

項目	参照先 URL
内閣府「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」	https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html
内閣府「スーパーシティのデータ連携基盤に関する調査業務 技術報告書」	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/pdf/20211221_DataLinkage_honsi.pdf
総務省「スマートシティセキュリティガイドライン（第 2.0 版）」	https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf
デジタル庁「政府相互運用性フレームワーク（GIF）」	https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/
内閣官房個人情報保護委員会 金融庁 総務省 「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」	https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210611/01.pdf

(3) 内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金への対応

本システムは、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けて実施するものである。

そのため、本業務実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱にしたがって実施する必要があり、受託者は以下の点に留意して業務を行うこと。

- ・事業実施報告資料等の作成にあたって、本県の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。
- ・業務委託料の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した様式を提出すること。なお、必要に応じて

証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。

提出時期及び様式は、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁の提示を待って指示する。

- ・内閣府地方創生推進室及びデジタル庁に対する報告会（令和5年12月頃及び令和6年5月頃）を開催し、事業の進捗報告等を実施するため、その際に必要な支援を行うこと。

（4）石川県広域データ連携基盤整備事業に関する KPI

内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の活用にあたり、本システムの運用開始から令和7年度末時点に達成すべき KPI を設定しており、本業務の実施が当該 KPI の達成につながるものとなるよう留意すること。

（別紙、参考資料を参照）

第2章 運営・ガバナンス設計

1 業務内容

本システムの整備及び以下の取組内容について支援すること。

（1）令和5年度の運営

- ① 令和5年度に実施する本システムを活用したサービス実装の企画・運営（別紙、参考資料を参照）
- ② 令和6年度以降の本システムの活用の具体化・予算化に向けた、庁内各部署、市村、民間企業等との協議・調整

（2）中長期の運営設計（「県広域データ連携基盤の管理運営に係る協議会」の取組支援）

「県広域データ連携基盤の管理運営に係る協議会」において、本システムの運用開始後、5年間（令和6年4月～令和11年3月）を見据えた事業運営案を作成するため、受託者は当該協議会が実施する以下の取組を支援すること。

① 事業の実施方針・展開戦略の策定

- ・本システムの運用開始後、5年間を見据えた事業実施方針・展開戦略を策定すること。

② 事業計画の策定及び事業運営体制の設計

- ・事業の実施方針・展開戦略の実現に向けた事業計画（ロードマップ）の策定及び事業運営体制の設計を行うこと。
なお、以下に記載する、「財務計画」、「サービス企画」、「リスク・事業環境変化への対応」を含めたものとする。

③ 財務計画の策定

- ・本システムの運用開始後、5年間（令和6年4月～令和11年3月）の想定事業費（収支見込み）を明確にすること。

- ・将来的に、自律的な運用が実現されるよう考慮されたものであること。
- ・本システムの利用者から得られると想定される使用料や、システムの整備・運用費（拡張に伴う改修費を含む）に関する総額と年度ごとの内訳等を明確にし、その根拠についても可能な限り明確にすること。

④ サービスの企画

- ・令和5年4月に施行された個人情報保護法も踏まえ、本システムを通じて実装すべきサービスについて、行政機関、民間事業者別に具体的に提案すること。
- ・提案するサービスについては、継続的な利用者確保、市町村の住民サービスの高度化や行政コストの削減、民間事業者等の参画促進等を実現できるような工夫があること。
- ・その他、サービスの実装に当たり、対応が必要と考えられる事項についても考慮されていること。

⑤ リスク・事業環境変化への対応

- ・本事業は、行政機関の施策方針や社会情勢などの様々な変化に対して柔軟かつ迅速な対応が必要であるため、本事業をとりまくリスクを網羅的に整理・評価した上で、実効性のある解決方針・対策を提案すること。
- ・システムは、汎用性の高い技術・商品を組み込むなどオープンな仕様にするなどにより、ベンダーロックインを排除し、多様なベンダーが参入できるようにすること。

(3) ガバナンス設計

本システムは、官民のパーソナルデータの流通、利活用を目指すものであり、マルチステークホルダーが安心・安全にデータを利活用するためのガバナンスの確立が重要となる。

そのため、個人情報保護法をはじめとする関係法令や、国・業界等のガイドライン等、本県及び市町村の関係諸規定への対応を明らかにしつつ、官民が遵守すべきプライバシーポリシー、データ利用規約等のルール（以下、「ルール等」という。）を策定し、その浸透、継続的な維持・改善を行う必要がある。

なお、ガバナンスの確立にあたっては、県が今年度立ち上げを予定する「データ連携基盤の管理・運用に係る協議会（仮称）」において検討、設計することから、当該協議会と連携して、当該協議会が実施する以下の取組を支援すること。（別紙、参考資料を参照）

- ① 本システムの運営に向けて必要と想定されるルール等の洗い出し及び策定に向けたプロセス・手順のマニュアル化

- ② 令和5年度に実施する本システムを活用したサービス実装に向けて、必要なルール等の洗い出し及び具体的な内容の整理・策定
- ③ 本システムを利用することが想定される関係ステークホルダーへのルールの浸透、維持、改善に向けたプロセス・手順のマニュアル化

第3章 システム整備

1 業務内容

(1) システム整備

以下の2つの機能を備えたシステムを整備すること。

なお、以下に記載する要件は、本県が本機能の実装において最低限必要と考えるものとして想定するものであるため、過不足や、その他、対応すべきと考えられる要件があれば随時追加提案し、本県と協議の上、実現すること。

- ① 官民が持つヒト・モノの多様なデータを連携・流通させ、異なる主体、異なるサービス間でのデータ共有によるサービスの高度化を実現する機能（データ連携基盤機能）

(2) サービス実証

システムの正常な稼働を確認するため、第2章1(1)①のサービス実証を行うこと。

2 基本要件

- (1) 第1章の記載内容を踏まえたデータ連携基盤のアーキテクチャや実装方針を明らかにすること。

実装にあたっては、国等の標準化の方針や、オープンな技術の採用等についても考慮すること。

また、受託者（本システム構築者）以外の事業者が本システムで新たなサービスを提供することになった場合、当該事業者に対して、円滑な業務移行のための引き継ぎを行うこと。

- (2) パーソナルデータを含む行政や民間企業等の多様なデータの連携を実現するための基盤として、広範なデータを柔軟性高く流通可能にするとともに、データ流出・漏えい、不正アクセス等に対応した高水準のセキュリティレベルにすること。

- (3) パーソナルデータの取扱いにあたっては、個人情報保護法令やパーソナルデータの取扱いに関する関係諸規定を踏まえた実現方法について明らかにし、本県に説明した上で構築すること。

なお、本章に記載の要件のうち、法令等の制約から実現が困難なものがある場合は、その根拠となる法令、理由と解決方針等を明らかにすること。

(4) 本システムは、将来的な機能拡張を検討しており、今後の拡張容易性について考慮されていること。

(5) 「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づき、クラウド上にシステムを構築すること。

なお、今後取り扱うことが想定されるデータやサービスを想定し、セキュリティ等を配慮すること。

(6) システムの運用や今後の機能拡張にあたり、受託者以外でも対応可能となるように配慮すること。

(7) システムの整備にあたり、事業費の低減につながる工夫を図ること。

(8) 受託者は、令和6年3月末日までのシステムの整備スケジュールを策定し、発注者の承認を得ること。

(9) 令和6年3月1日より本システムの本番運用を開始すること。

(10) システムの整備にあたって、本仕様書に記載のない事項については、原則、「石川県情報調達共通特記仕様書」に準じるものとする。(別紙、参考資料を参照)

3 システム環境整備

本システムが稼働する上で必要となるシステム環境を整備すること。なお、本システムのサービス提供はパブリッククラウド環境によるものとする。

(1) ポータル関連機能・利活用支援基盤・地図投影基盤・クーポンチケット管理・パーソナルデータ連携基盤の各システムは、インターネットと接続して動作させることとし、デジタル庁が認定する ISMAP 登録のパブリッククラウド上に構築するものとする。また、パブリッククラウドの利用にあたっては、2024年3月末日までの利用料を含めること。

(2) 本システムが稼働する上で必要となるパブリッククラウドに関する NW を設計・設定・構築すること。また、職員端末及び除雪管理システム、県公式サイト等の既存のシステムとの連携に必要なネットワーク要件を提示すること。

(3) マスタデータ入力

本システムに必要なマスタデータを入力すること。なお、マスタデータの元となる情報は発注者から提供する。

(4) データ移行

受託者は、県公式サイトにて公開されているオープンデータを本事業で構築するオープンデータカタログシステムに移行すること。

- ① 現行システムからのデータ移行の実施前に対象データ、実施体制、スケジュール、移行後の正常性確認方法を記載したものを移行計画書として作成し、本県へ提出して承認を得ること。
- ② 移行リハーサルを実施し、本番移行を移行できるよう計画すること。

4 システムテスト

受託者は、パブリッククラウド環境に試験環境を構築しシステムテストを実施すること。

- (1) 疑似的なデータ及び通信を準備し、試験環境上で試験を実施すること。
- (2) 参加者、シナリオ、試験項目などを記載したシステムテスト計画書を作成し、シナリオに沿って試験を行い、本仕様書の要件を満たしていることを確認すること。

5 総合テスト

受託者は、パブリッククラウド環境に本番環境を構築し総合テストを実施すること。

- (1) 実際の職員端末、インターネットに接続されたスマートフォン・PCを用いて本番環境上で試験を実施すること。
- (2) 県公式サイト、除雪管理システムとの連携試験を含めること。
- (3) 参加者、シナリオ、試験項目などを記載した総合テスト計画書を作成し、シナリオに沿って試験を行い、本仕様書の要件を満たしていることを確認すること。なお、関連システムの連携試験に要する費用は受託者が負担すること。

6 操作・説明会

システムを使用する県及び市町職員等に対し、必要な操作説明会や研修を随時行うこと。

7 受入テスト支援

発注者がシナリオに沿って試験できるよう、参加者、シナリオ、試験項目などを記載した受入テスト計画書を作成すること。

- (1) 受託者は、システム操作などに関する発注者からの問合せに対応すること。
- (2) 受入テストで確認された障害について、解析を行い、対応方針を発注者へ提出して承認を得ること。
- (3) 発注者に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

8 機能要件

(1) 県民及び来訪者向けポータル関連機能

県民及び来訪者に向けた石川県及び県内市町サービスポータルとして、利用者の ID を管理し、マイナンバーカードによる本人認証・署名、ログイン機能を提供し、関連システムに対するシングルサインオン機能を提供すること。

なお、マイナンバーカードによる本人認証・署名機能は、デジタル庁が 2024 年 4 月から提供予定の個人向け認証アプリケーションの活用を念頭に効果的、効率的に構築すること。

また、今年度、県内自治体がデジタル田園都市国家構想交付金（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）を活用して実装する個人認証機能との重複開発の防止、機能連携コストの低減を図ること。

機能の構築にあたっては、市町で利用が開始される DigitalPlatform 社の DID、xID 社の ID との連携がなされること。

ポータルに備えるべきウェブアクセシビリティに配慮した機能（パーソナル化されたサービスメニュー、お知らせ、個人情報保護方針、推進体制、サービス紹介ページ、手順解説ページ、アンケート等ニーズ調査、問い合わせフォーム等の機能）を持ち、本事業で構築するサブシステム・サービスの起動メニューを整備すること。

アンケート機能は、LWC 指標を活用した県民ニーズ調査の過程や各サービスの促進・改善に関する調査に活用することを念頭に整備すること。当該機能は、令和 5 年度に本県が新たに策定する新成長戦略における政策効果の把握・分析にも活用することを念頭に整備すること。

ポータルには、地図投影・GEO サービス機能を活用して公開される地図情報（GPS 情報を活用した除雪状況等）を表示する機能を整備すること。

(2) データ連携基盤及びデータ利活用支援基盤

① データ連携基盤として、FIWARE 及び CKAN にオープンデータを蓄積する共有データベース方式を可能とするデータ連携システムを構築すること。

② データ利活用支援基盤として、FIWARE の API 共有データベース方式と、それに依存しないデータ連携方式として ETL サーバを導入すること。ETL サーバはインターネット、庁内ネットワークでも利用するため、それに見合うライセンスを含めること。

(3) パーソナルデータ連携

利用者の同意を得て、個人情報を蓄積し、他システムに対して提供する機能を有すること。この際、盗聴・流出・改ざん・破

壊等の各リスクに対して実績のある技術的な防止策を施すこと。

(4) オープンデータカタログ (CKAN)

石川県及び県内市町がオープンデータを蓄積・公開するオープンデータポータルサイトを構築すること。

ポータルサイトは、県が管理を行い、オープンデータの登録・更新等のメンテナンスは、県・市町の各所管課が実施できるように、ユーザ管理機能を整備すること。

石川県が別途整備する除雪管理システムから提供される GPS データ及び県ホームページ及び市町ホームページに公開しているオープンデータを本事業で整備するオープンデータカタログ (CKAN) で公開すること。

(参考：石川県オープンデータカタログ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/opendata/>)

また、民間から提供されるオープンデータも登録・公開できる機能を整備すること。

(5) 官・民サービスのクーポン等発行・管理機能

利用者 ID を有するユーザに対して、データ連携基盤を活用する行政機関及び民間企業等が行政機関や店舗等で利用できるクーポン等発行・管理、利用機能を整備すること。

(6) 地図投影・GEO サービス機能

石川県・県下市町や民間事業者など官民の多様な主体が保有する位置情報を持つデータ (地図データ) を統合的に地図上へ重ね合わせて表示する機能を整備すること。令和 5 年度においては、県が今年度整備する除雪管理システム (除雪車に搭載した GPS 情報を収集するシステム) から公開される GPS 情報を活用し、道路の除雪状況を地図上に表示すること。なお、本機能が取り扱う地図データは個人情報を含まないオープンデータのみとすること。本機能が公開した地図は誰でも Web ブラウザ経由で閲覧でき、公開用 URL を発行することで他者への共有を可能とすること。

また、当該機能の整備にあたっては、県及び市町が利用する統合型 GIS サービスと連携する機能を整備すること。(別紙、参考資料を参照)

9 非機能要件

(1) 運用

- ① 計画停止期間を除き、原則として 24 時間 365 日稼働すること。
- ② 計画停止報告、運用状況報告を行うこと。

(2) 保守

- ① 活性保守を行い、連絡体制を含め、常時障害対応が可能な体制を整えること。
- ② システム利用職員の不注意、故意等によるデータの消失対策として、日次で自動的にデータベースファイルのバックアップをとること。また、バックアップからのリストア手順を整備すること。

(3) 監視

- ① サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視、ウイルス検知及び改ざん検知を行うこと。
- ② システムリソース等を一元的に集中管理すること。
- ③ 障害の早期特定を行うこと。
- ④ 毎月1回監視状況を発注者に報告すること。

(4) 冗長性

- ① 本システムを構成する主要なサーバ機器、ハードディスク、ネットワークなどは二重化等による冗長性を確保すること。-

(5) セキュリティ

- ① 総務省「スマートシティ・セキュリティガイドライン」に準拠すること。
- ② パッチの適用、不正プログラム（ウイルス）対策、ログ監視、ログ管理、ユーザ認証、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入防止対策、セキュリティ診断等の観点から、セキュリティ設計を行い、セキュリティ対策を講じること。
- ③ 不正監視対象は、システム全体とすること。
- ④ 必要なログを取得し、不正アクセスの監視や利用件数の把握等の情報を提供すること。
- ⑤ ユーザ ID・パスワードによりシステムのアクセスを制御すること。
- ⑥ アクセスログを記録すること。
- ⑦ インターネットに接続するシステムに関しては、設計時に脆弱性診断、テスト工程で脆弱性検査（ペネトレーションテスト含む）を行い、実施後、報告書を提出すること。

(6) ファシリティ

- ① 国内法が適用される場所にあること。
- ② 物理セキュリティ対策を行うこと。

(7) バックアップ

- ① 定期的なバックアップを行い、フルバックアップ周期、差分バックアップ周期、遠隔地バックアップについても検討すること。

(8) ドメイン等の準備

- ① 新規ドメインを提案し取得し、SSL 証明書等、ドメイン運用に必要な資源を用意すること。

(9) 性能・拡張性

- ① 20 人程度の同時アクセスに際して、3 秒以内の応答速度を目標とする。ただし、データ出力機能など大量データを扱う場合や、外部の認証サーバや連携先サーバとの連携においては本事業にて整備を行うシステム内の処理時間をもって計測すること。
- ② 5 年間の利用を前提にデータベースやファイル等の容量拡張を見越した構成とすること。
- ③ 本事業で構築するサーバに対してスケールアップ・スケールアウト等の拡張性が講じられること。

(10) 可用性

- ① 年間のシステム停止時間は、8 時間以内を目標にすること。
なお、事前に計画した停止時間及び受託者の責によらない停止と認められる停止時間は含まないものとする。

10 クライアント要件

(1) ウェブブラウザへの対応

本システムは、できる限り多くのウェブブラウザ（Google Chrome、Apple Safari、Microsoft Edge、Mozilla Firefox など）の最新バージョンで動作することが望ましい。また、古いバージョンやモバイルブラウザにも対応することが望ましい。

(2) レスポンシブデザインへの対応

本システムは、異なるデバイスや画面サイズに対して適切に表示される必要があるため、利用者がデスクトップ、ノートパソコン、タブレット、スマートフォンなどさまざまなデバイスでシステムを利用できるよう、レスポンシブデザインが実装されていることが望ましい。

第4章 実施体制・スケジュール・納品物等

1 実施体制

本業務の確実な履行ができる実施体制で業務にあたること。

2 スケジュール

本業務の実施スケジュールを策定し、発注者の承認を得て作業すること。

3 納品物

- ① 第2章に記載する運営・ガバナンス設計に関するドキュメント類一式を納入すること。
- ② 第3章に記載のシステムを整備し、利用可能な状態で納入すること。
- ③ 設計書/サービス利用・運用マニュアル、ソースコード（既存知的財産権を除く）一式を納入すること。その他、今後のシステム再構築や改修を実施するにあたり必要なものを納入することとし、詳細については契約締結後に発注者と協議の上決定する。
- ④ 第2章及び第3章の各業務の実施後に、それぞれの業務に対する、業務完了報告書を納入すること。
報告書は発注者と協議の上作成し、発注者が指定する時期に報告会を開催すること。
各書類は、印刷物で原本と複製を各1部ずつ及び電子媒体で1部を納品すること。
納入先は、原則、石川県総務部デジタル推進課とし、詳細は契約締結後に発注者と協議の上、決定する。
納入期限は令和6年3月31日とする。

4 その他

- (1) 業務実施にあたり発注者からの貸与品その他資料の一切について、契約終了時に速やかに返却すること。取り込み済みデータは、抹消すること。
- (2) 知的財産権について
 - ① 第3章に基づいて行う業務により新たに整備されたシステムは、新たに著作権の対象となることを前提として、業務遂行にあたること。
 - ② 著作者人格権については、これを行使しないこととし、再委託による開発があった場合についても同様とする。なお、著作権の取扱いについては「日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）」に準ずるものとする。

- ③ システムがパッケージソフトウェア、または SaaS として提供される場合、パッケージソフトウェア、または SaaS の知的財産権は開発者に留保されるものとし、予め合意された利用許諾範囲内であれば発注者の利用を制限しないものとする。
 - ④ 本システムの稼働に必要なソフトウェアが SaaS として提供される場合は、本業務で開発されたシステムも含めて「第 1 章 全体概要 2. 業務期間」に記載の期間における発注者の利用（保守・運用）を保証するものとする。
 - ⑤ 受託者は、すべてのライセンス契約及び SaaS 契約について、発注者に代わり必要な登録作業を行うこと。
 - ⑥ 各機器の保証書、SaaS の利用条件書及びソフトウェアのライセンス契約書は、整理及びファイリングを行ったうえで発注者へ提出すること。
 - ⑦ 本システムを運用するにあたり、受託者は、受託者が保有する知的財産権に基づいて、発注者に対して、自ら権利侵害であるとの主張をせず、また、再委託先に権利侵害の主張をさせないことを保証するものとする。
 - ⑧ 受託者は、特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その仕様に関する一切の責任を負うこととする。また、それに係わる費用についても受託者が負担すること。
- (3) 業務の実施にあたり必要な事項が新たに生じた場合は、発注者と協議の上、実施すること。